基本問題専門調査会第2回(平成13年6月29日開催)議事録

第2回基本問題専門調査会議事録

- 1.日 時 平成13年6月29日(金)17:00~19:00
- 2.場 所 内閣府3階特別会議室
- 3. 出席委員

会長 岩男 壽美子 武蔵工業大学教授

会長代理 八代 尚宏 (社)日本経済研究センター理事長

委員 伊藤 公雄 大阪大学教授

同 住田 裕子 弁護士

同 高橋 和之 東京大学教授

同 竹信 三恵子 朝日新聞企画報道室記者

同 寺尾 美子 東京大学教授

同 樋口 恵子 東京家政大学教授

同 古橋 源六郎 (財)ソルトサイエンス研究財団理事長

同 松田 保彦 帝京大学教授

同 山口 みつ子 (財)市川房枝記念会常務理事

4.議事次第

- (1) 開 会
- (2) 男女共同参画と男女平等概念について(内閣府)
- (3) 自由討議
- (4) 選択的夫婦別氏制について(内閣府、総務省)
- (5) 自由討議
- (6) その他
- (7) 閉 会

(配布資料)

- 資料 1-1 男女共同参画と男女平等概念について
- 資料1-2 男女共同参画と男女平等概念について(資料編)
- 資料2 選択的夫婦別氏制について
- 資料3 参考資料(法務省作成)
 - ・ 民法の一部を改正する法律案要綱(平成8年2月26日法制審議会総会決定)
 - ・ 選択的夫婦別氏制度の導入に対する賛否の概要
- 資料4 住民票の運用状況、旧姓使用について(総務省作成)

5.議事内容

岩男会長 それでは、定刻でございますので、始めさせていただきます。

本日の議題はお手元の議事次第にございますとおり、前半は「男女共同参画と男女平等概念について」、後半は「選択的夫婦別氏制度について」となっております。また、御議論をいただいた後に八代委員より最近まとめられました家族とライフスタイルに関する研究会報告書について御紹介をいただくことになっております。

御議論をいただく前にひとつ御報告がございます。去る 19 日に男女共同参画会議が開催されまして、そこで各専門調査会におけるこれまでの検討状況や今後の進め方についてそれぞれの会長から御報告がございました。本専門調査会につきましては、私から御説明を申し上げました。一応どういうスケジュールで進めていくかということのお話をいたしましたら、その場で森山大臣から、もっと急ぐようにと、特に夫婦別氏制の問題についてこの権威ある専門調査会からの報告が早く出る方がいいという非常に強い御発言がございましたので、そのことにつきましてまた後ほど次回の会合と絡めてお諮りをしたいと思います。

それでは、本日の議題を進めさせていただきます。「男女共同参画と男女平等概念について」、まず内閣府から御説明をお願いいたします。

事務局 憲法の専門家もおられる中で大変僣越ではございますけれども、私の方から日本国憲法における平等原則について簡単に御説明をさせていただきまして、その後にこれまでの男女共同参画審議会等における議論の結果としての男女平等の位置付けやポジティブ・アクションなどについて御説明をさせていただきます。高橋先生には是非、後ほどの議論でリードしていただきたいと思っております。説明用のレジュメを資料の1-1でお付けいたしておりますので、このレジュメに基づいて御説明をいたします。

まずは日本国憲法における平等原則についてです。資料 1 - 1 の後に資料 1 - 2 として資料編をお付けいたしておりますので、この資料編の 1 ページをごらんくださいませ。まず日本国憲法における平等原則でございますが、そもそも憲法とは何かということを簡単に御説明いたしますと、これは「国民の権利や自由を守るために国家権力を制限するための法である」と言えます。国家権力が法律などにより国民の権利、自由を不当に侵害してきたという歴史にかんがみまして、これに歯止めをかけるべく生まれてきたものです。したがって、憲法の規制の対象は国家権力であり、この点、一般の法律が国民を対象にその権利、義務を制限しているのとは全く次元が異なっております。国民の権利や自由を不当に侵害しないよう、日本国憲法においては様々な人権の規定が置かれ、これらの人権を守るための手段として統治機構に関する規定が置かれております。

次に、自由権と社会権についてです。先ほど御説明いたしましたように、もともと憲法は国民の権利、自由を侵害する国家権力を規制するために生まれたものでございますので、国民が国家権力からの自由を享受する中で、これが一番基本的な自由ですけれども、19世紀の資本主義の発展に伴いまして経済的弱者が生まれて、貧富の差がどんどん拡大してい

きました。それで、19 世紀後半から 20 世紀にかけて自由競争の名の下にこれらの弱者を放置するということはかえって個人の尊重を侵害することになるので、国家は積極的にこれらの弱者に手を差し延べるべきだという社会国家の理念が生まれてきました。日本国憲法におきましてもこれらの考え方が入っておりまして、国家からの自由に関する自由権に加えまして、第 25 条以下に国家が積極的に弱者救済を行うという社会権の規定を置いております。

次に憲法の私人間効力についてですが、憲法は国家権力を規制するものですので、国家対国民の関係で適用されるものではありません。 しかし、現在、大企業といった社会的権力による人権侵害など、私人間での人権侵害も多 くなっております。そこで、私人間の行為に対し、憲法が適用できないかという問題が生 じてくるわけですが、現在の通説、判例は、憲法は私人間に直接は適用されず、民法第 90 条の公序良俗規定や民法第 709 条の不法行為の規定などの一般条項に憲法の趣旨を取り込 んで解釈、適用することによって、間接的に私人間の行為を規律すべきだとしております。

次に、法の下の平等の意味と内容についてであります。2 ページ目でございますが、日本国憲法第 14 条 1 項は「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」とうたっております。

ここで、問題になる幾つかの概念について御説明いたします。まず法内容の平等についてです。法の下とは、法を執行し適用する行政権や司法権は国民を差別してはならないという法適用の平等を意味するだけではなくて、法そのものの内容も平等の原則に従って定立されなければならないという法内容の平等をも意味するというのが現在通説になっております。

次に、絶対的平等と相対的平等の概念について御説明いたします。絶対的平等というのは、憲法第 14 条の例外を一切認めない考え方です。現在、この考え方をとる人はほとんどいません。現在は相対的平等、すなわち合理的な理由があれば第 14 条の例外を認めていく考え方が通説となっております。ここは争いのないところであります。

次に、形式的平等と実質的平等についてです。これは、合理的差別を認める相対的平等の下において、差別を認める範囲を形式的に考えるか、実質的に考えるかという問題であります。形式的平等というのは条件を形式的に平等にすればそれでいいとするものでありまして、法的取扱の平等を意味しております。例えば、男女間でも形式的に差異を設けず同じように扱うことを意味します。これに対し、実質的平等というのは単に形式的に同じに扱うのではなくて実質的な違いを考慮に入れるという考え方です。男女を形式的に同じに扱えば、生理機能の異なる女性に不利になることがあります。このような実質的な違いを考慮に入れますと、例えば出産のための休業を女性に認めるなど、男性と女性の取扱に差異を設けることは許されることになります。

形式的平等のみならず、実質的平等の実現が国家に対して求められるようになってきて

おります。これは事実でございます。ただ、国民が現実の不平等の是正を国家に要求する権利までは認められておりませんで、これらの実質的平等の実現は福祉国家の理念に基づく社会権の保障などによって実現されるべきだと考えられております。資料の2ページの下の方の平等の概念というところに、これらの関係を整理しております。

平等概念につきましては以上のように整理されるわけですが、これらの概念とは別に何についての平等を図るかという問題がございます。ここでは、機会の平等と結果の平等について御説明いたします。機会の平等とは、機会を平等にすれば足り、その後の結果が不平等になっても、それは個人の努力の結果であり、仕方がないとするものであります。一方結果の平等とは、文字どおり、結果まで平等であるべきだという考え方です。それで、現在実質的平等の考え方をとりましても、結果を完全に同じにするということは妥当ではないと考えられております。一生懸命努力した者も、怠けていた者も全く同じ結果にするということでは自由主義は成り立ちません。憲法で言っているのは機会の平等で足りるというのが通説で、これも争いがございません。ただ、社会的、経済的な格差が現実にある中で、法律上抽象的に認められた機会の平等は形式的なものにすぎず、この機会を利用することは現実には困難なことも多々あります。それで、現在は、個々人が置かれた具体的な状況を考慮して、現実に機会を利用し得るようにする実質的な機会の平等が求められていると言えます。

次に、男女平等をめぐるこれまでの議論の成果についてですが、男女平等がどのように取り上げられてきているかということについて御説明をいたします。3ページ目でございますが、男女共同参画と男女平等についてでございます。平成6年に総理府に男女共同参画室が設置されましたが、その際の議論において、「男女共同参画社会」とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」のことであると定義されています。この中で「機会が確保され」とありますが、当時の考え方を整理いたしますと、これは単に形式的に門戸が開かれている状態を確保することだけを指すにとどまらず、実質的な意味で機会が確保されることまでをも含むものであるとしております。

のところにご着目ください。この「男女共同参画社会」についての定義は、平成 9 年の男女共同参画審議会設置法でも用いられておりますし、男女共同参画基本法においても 男女共同参画社会の形成というところで同様の定義がなされております。

この男女共同参画と男女平等の関係についてでありますが、資料 4 ページをご覧ください。平成 10 年 11 月の男女共同参画会議の答申において「男女共同参画社会は、男女平等の実現を当然の前提とした上で、さらに、男女が各人の個性に基づいて能力を十分に発揮できる機会を保障することをも重要な基本理念としている」とされており、男女共同参画社会の前提として男女平等をとらえております。

次に、男女共同参画ビジョンについてです。 資料の 5 ページから 8 ページに男女共同参

画ビジョンをお付けしておりますが、平成8年7月30日の男女共同参画審議会の答申「男女共同参画ビジョン - 21世紀の新たな価値の創造 - 」においては、6ページの「はじめに」におきまして「男女共同参画 - それは、人権尊重の理念を社会に深く根づかせ、真の男女平等の達成を目指すものである」というのが冒頭にございまして「真の男女平等」という表現を使っております。この真の男女平等という言葉は6ページの真ん中辺りに下線を引いておりますが、7ページの下から2行目辺りでも用いられております。「こうした社会の在り方は、真の男女平等の達成を困難にし」とか、「来るべき21世紀が真の平等を基礎とした男女の新しい関係に飛躍する時代」というような表現になっております。

ここで言う真の平等とは、形骸化した形式的平等ではなく、より実質的な平等を意味すると思われます。先ほど御説明いたしましたように、男女共同参画社会は実質的な機会の確保まで含む概念でありますので、男女共同参画が目指す真の平等についてもう少し具体的に言えば、これは実質的な機会の平等を指すものであると言えます。

また、同じく男女共同参画ビジョンの「はじめに」と、8 ページの第1部の1の(2)におきましては、「事実上の平等」という言葉も用いられております。これは、「法律や制度上の平等」に対する概念であり、人々の意識や行動、社会の慣習、慣行の中に存在する女性に対する差別や偏見、男女の役割に対する固定的な考え方などをなくすということを意味すると思われます。したがって、「事実上の平等」という概念は法律的な概念というよりはむしろ憲法の解釈としての実質的平等とは次元の異なるものであると理解していただきたいと思います。

これと関連いたしまして、いわゆる女子差別撤廃条約というのがございまして、この条約の日本語訳におきましても「事実上の平等」という言葉が出てまいります。資料の 9 ページをごらんください。これに日本語と英語を対比してお示しいたしておりますが、第 4 条の第 1 項に「締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない」とあります。この事実上の平等は原文では「de facto equality」となっておりまして、これが何を意味しているかにつきましては明確な定義がなされておりませんが、今、御説明させていただきましたように、法律や制度上の平等に対する概念であると考えております。

また、第4条第1項のただし書きにおきまして、「その結果としていかなる意味において も不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会 及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない」としております。暫 定的な特別の措置は、機会及び待遇の平等の達成が目的と考えられ、結果の平等は目的と なっていないということになります。

次に男女共同参画社会基本法でありますが、資料 10 ページをごらんください。男女共同参画社会基本法第 3 条では、「男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行なわ

なければならない」としておりまして、男女が性別による差別的取扱いを受けないことを規定しております。これは憲法第 14 条第 1 項後段の「人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的、社会的関係において差別されない」という規定を受けたものです。先ほど御説明しましたとおり、憲法は合理的な差別を認める相対的平等の考え方を採っておりまして、当然基本法もこの立場に立ったものであります。

次に、平等の問題と非常に深く関わってきておりますポジティブ・アクションについてです。そもそもポジティブ・アクションとは何かということですが、格差是正のための実質的な平等、特に機会の平等の実質的確保という観点からは、雇用や教育の場面において歴史的に差別を受け続けてきた人々について、単にその差別を禁止するのみならず、何らかの優遇措置を与えることが適切ではないかという議論がしばしば行われてきました。このような人種や性などを考慮して一定数の特別枠を設けたり、あるいは特別の措置をとったりというように、教育や雇用の機会を優先的に与えようとする措置のことをポジティブ・アクションとかアファーマティブ・アクションと呼んでおります。

男女共同参画社会基本法においても、男女間の格差に関する積極的改善措置として第2条第2号におきまして「前号に規定する機会」、これは男女が社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会のことですが、「機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう」と定義し、この積極的改善措置を含む男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的に策定し、実施することを第8条において国の責務としております。

男女間の格差に関する積極的改善措置の例としましては、国の審議会等の委員への女性 登用のための目標値の設定や、女性委員の人数等の定期的調査や分析の実施とか、あるい は地方公共団体で女性リーダーの養成のための海外派遣とか、女性が管理職に登用される ために女性のみを対象とした研修を実施することとか、女性の職員の採用計画を作成した りというようなことが考えられます。

次に、この積極的改善措置の問題点についてです。この積極的改善措置について幾つかの点を確認した上で、今後検討すべき問題点について整理したいと思います。

確認の第1点目は、積極的改善措置とは何を指すかであります。これにつきましては、 男女共同参画社会基本法作成に向けた男女共同参画審議会基本問題部会での議論において、 「過去における社会的・構造的な差別によって、現在不利益を被っている集団に対して、 一定の範囲で特別の機会を提供すること等により、実質的な機会均等を実現することを目 的とした、暫定的な措置」ということで合意されております。これは資料 11 ページにお付 けしました。これを条文の形にしたのが、先ほど説明しました男女共同参画社会基本法第 2 条第 2 号でございます。それが 10 ページでございます。

確認の第 2 点目は、積極的改善措置が逆差別にならないかということであります。一定 の合理性のある優遇措置であれば憲法第 14 条も許容しているということでございます。こ れは相対的平等や実質的平等のところで御説明したとおりです。したがって、合理性のない優遇措置は憲法違反になるということかと思います。

確認の 3 点目は、積極的改善措置が採られていない場合に歴史的に差別を受けてきた者から国に対して、積極的改善措置を要求できるかについてですが、第 14 条から直接そこまで求めるのは無理という考え方が一般的です。

次に、今後検討すべき問題点についてです。1つ目は、積極的改善措置をどの場面で進めていくべきかということです。過去における社会的、構造的な差別により、女性が現在不利益を被っている部分は多くあると思われます。そこで、どの程度の不利益を被っていれば積極的改善措置の対象とすべきか、その不利益はどのような基準によって判断すべきかということが論理的にまずあり、2番目は積極的改善措置として何を行うかについてです。積極的改善措置といってもさまざまなレベルがあります。これまで行ってこなかった女性に対する採用説明会を行うというのもポジティブ・アクションですし、一方、極端な例としましては採用の男女の比を50%ずつにするということもありえます。一般的に、結果まで縛ることは憲法が予定している平等とは言えませんが、政府が実質的な機会の平等を図るために、緩やかな努力目標として、結果に影響を与えるということは考えられます。どこまでが合理的なものとして認められるかにつきましては、個別の事情を考慮して、最終的には裁判所が判断することになります。

3 つ目は、積極的改善措置を採ったとして、目標をどの程度にすべきかということです。 完全に 50%ずつという状態を実現した上で、措置を終了するのか。それともある程度の段 階で実質的機会の平等が達成されたとして措置を終了し、自由競争に任せるのかというの が論理的な問題として挙がるということでございます。

次に、具体的な例としまして「女性国家公務員の採用・登用の拡大に関する指針」について御説明をいたします。これは 12 ページにお付けいたしております。この積極的改善措置により、女性公務員の採用・登用の拡大を図り、男女間の格差を計画的に解消していくことを目指し、人事院が「女性国家公務員の採用・登用の拡大に関する指針」を策定しております。それで、政府としましても去る 6 月 5 日に女性国家公務員の採用・登用等の促進についてということで、この指針を踏まえて各府省において女性の採用・登用等の促進に向けた計画を策定するなど、総合的かつ計画的に取組を推進することとするという決定をいたしておりますが、そのベースになる指針でございます。

この指針ではまず(2)のところで、「本指針は、国家公務員法に定める平等取扱の原則 及び成績主義の原則の枠組みを前提としつつ」というのがここで明記されており、『各府省 が「積極的改善措置」により女性国家公務員の採用・登用の拡大を図り、男女間の格差を 計画的に解消していくことを目指して策定したものである』というふうにはっきりと書い ておりますし、(1)のところの下から 4 行目辺りに『本人の意欲と能力に基づく「実質的 な男女平等」の実現は、多様な人材の確保・育成・活用という・・・』というふうに書い て、実質的な男女平等の実現ということを明記しております。それで、実質的な男女平等 を掲げて、採用試験の合格者に占める女性の割合を計画的に拡大することを目指し、女性のための特別の募集活動を積極的に推進する。これは 12 ページの 3 の (1) のところに書いてありますが、「有為な女性を公務に誘致するための特別な募集活動を積極的に推進する」ということ。それで、「その際、人事院は多くの意欲ある有為な女性の公務員試験の受験を促進すること等により、採用試験の合格者に占める女性の割合を計画的に拡大することを目指し、目標を設定する」と書かれております。

それで、女性の割合に留意しつつということが1つ書いてありますけれども、この指針につきましては資料15ページに付けております国家公務員の平等取扱の原則、成績主義の原則というのを前提としておりますので15ページもごらんいただきたいと思います。したがって、結果までは縛っておりませんで、特別の募集活動を行ったり、採用試験の合格者から採用する際の目標の設定ということにとどまっております。採用に男女別の枠を設けるとすれば、これはこの国家公務員法第33条の任命の基本基準そのものの受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基づいてという、成績主義に反することになり国家公務員法違反になります。仮に、国家公務員法による規制がなくなったという場合に、男女の枠を定めてこれを義務づけるということが憲法上許されるかどうかですが、これは仮定の話なんですけれども、外国の判例などを参考にしますと、恐らく許されない、違憲となる可能性が極めて高いものと思われます。

最後に男女共同参画に関する批判についての話ですが、男女共同参画に対しましては新聞や雑誌などにおいて様々な意見が述べられております。そこで、本日は当局で把握している幾つかのものを卓上に配布させていただいております。お手元の「マスコミにおける男女共同参画の扱いについて」という参考資料です。是非御一読ください。この中で平等論と関係する意見としましては、「男女共同参画は男女の機会の平等だけではなくて結果の平等まで押しつけるものであり、共産主義と変わらないのではないか。」というような議論もございます。これにつきましては先ほど御説明いたしましたとおり、憲法が保障しているのはあくまでも機会の平等であり、機会の平等が形骸化しているのであればそれを実質的なものとしていくことが求められています。男女共同参画社会も、この考え方に基づいて実質的な意味での参画の機会を確保することを目的としております。

そして、ポジティブ・アクションのところで御説明しましたように、実質的な機会の平等を図るためには政府は個別の事情を考慮して、暫定的に結果まで影響を与えるということは政策的には考えられます。これはあくまでも実質的な機会の平等の確保が目的で、決して結果の平等を目的とするものではないということは言うまでもないことです。これらのことも、議論の参考にしていただければと存じます。

内閣府からの説明としましては以上でございます。

岩男会長 ありがとうございました。それでは、ただいまの御説明の質疑も含めまして、 どうぞ御自由に御発言をいただきたいと思います。

高橋先生、何かまずございませんか。

高橋委員 今、村上さんから非常に要領よくお話いただいたので特に付け加えることもないんですけれども、2、3気付いた点を述べさせていただきます。

1 つは、1 の(2)のところで自由権と社会権を挙げられて、自由権から社会権へという歴史の流れをお話になりました。そのとおりなんですけれども、もう一つ参政権というのもそこにあったということをお忘れにならない方がいいかという気がいたします。非常に抽象的に言うときには自由を 3 つ区別して、国家からの自由、国家による自由、これは社会権ですね。もう一つは国家への自由という言い方をして参政権をとらえております。まさに男女共同参画ということを考える場合、参政権というのは非常に重要なものでありましたから、そこに加えておいた方がいいかなという気がいたしました。

それと、法の下の平等について一番重要なのはやはり機会の平等の問題だろうと思うんです。お話があったとおり、日本国憲法は憲法学の通説として結果の平等というのは認めていない。機会の平等であると。ただ、それを従来形式的にとらえるべきだ。機会を形式的に与えればそれで平等問題はパスしたんだと考えてきたんだけれども、そうではなくて実質的にとらえていく必要があるのではないかという議論が現在では支配的になっているということです。

それで、ポジティブ・アクションとの関連で機会の平等の実質化というコンテキストで それをとらえることになるんだろう。結果の平等というのは憲法上、認められていないか ら、ポジティブ・アクションが結果の平等につながるような場合には恐らくそこに限界が あるだろうというのが諸外国の議論を見ていて私が感じているところであります。

ただ、非常に微妙なところがあって、どこで線を引き得るのかという点については私自身はっきりわからないところがあるんですけれども、どうも詰めていくと結果の平等になるような場合はだめと。クォーターというのは、結果に着目して結果で線を引いてしまうということであります。だからだめだと。なぜ結果の平等というのは日本国憲法上認められていないと考えているかというと、個々人の自立性といいますか、個人の尊厳、個人の尊重というところから、個々人が自分自身の人生設計を持って生きていくということに基本価値がある。そうすると、それを結果の平等ということで規律すると画一化していってその基本価値に反するのではないかと考えるからです。

しかし、結果の不平等が現に存在している場合ですね。それは機会の不平等が存在するのではないかということを推知させるといいますか、そういう根拠として使うこと自体は否定されていない。結果の不平等が現に存在する場合には機会の平等の実質化をそこでやらなきゃいけないんじゃないかという議論になるのではないかと思っています。ただ、それを行き過ぎて結果の方で規律してしまうと、それは許されない。それが基本的な考え方であるうと思っています。とりあえずは、以上のようなところです。

岩男会長 ありがとうございました。ほかにどなたか御発言ございませんか。

松田委員 先ほど御説明がありました女子差別撤廃条約の「de facto」ということなんですが、これは一般には「de jure」に対応する言葉で、法律上の平等に対して事実上の平等

ということで、憲法第 14 条は昭和 21 年からずっとあったわけで法律上はずっと平等だったわけなんですが、これが結局どこの国でも同じような建て前はあって、それに対して「de facto」ということを改めて強調されてきたということです。

それからもう一つは、私は結果の平等というのはなぜあり得ないかというと、平等というのは実質的にこれが平等だというようなものはないのではないかと思うのです。 2 人の人間が全く同じであるということはないわけですから、平等というのは一種のベクトルのようなもので、そちらへ向けてひたすら努力をする。さらに言えば差別がない、差別をしないという形でアプローチするべきものではないか。理念はえてしてみんなそんなものですが、そういう意味で結果の平等というのは言わば一つの理想型というか、現実になり得ない概念なので、機会の平等というのが現実性を持ったということなのだと思います。

古橋委員 私も今まで答申案や基本法案を検討したとき、それから自分で説明するときに常に悩んできた話が、法令上の平等と「de facto」、事実上の平等と実質上の平等と形式上の平等の区別です。この事実上の平等というのはまさに岩男さんがあの審議会のときにこういう言葉がありますよということで入れたのを今も覚えておりますけれども、それと実質上の平等との区別というのは非常にいつも悩んでいました。事実上の平等を今日は村上さんがきちんと憲法解釈上の実質的平等とはディメンションが違うということで説明されました。私は法令上の平等というものと事実上の平等というのは、事実上の平等というときにはます慣習というものが入るよということが 1 つと、それからもう一つ同じ法令上のものに形式的な平等が認められたとしても、しかしそれが男女に対して結果において違うような効果をもたらすものと、この 2 つが事実上の平等だというふうに解釈してきました。そして場合によっては、事実との平等な実質的平等の概念の中に含まれ、それが事実上の平等が達成されていないと考え、実質的な平等だよというふうに私は説明してきたかもしれないんです。

しかし、今回実質的平等と事実上の平等との差異も考慮したということで、この実質的な差異というものは何かということをもう一回教えていただきたいんです。実質的な差異というものを考慮した平等ということで言うと、何についての実質的な差異なのか。男女の実質的な差異を考慮したものを実質的平等というふうに言うのか。そこのところがまだ私にとってはぴんとこないものですから、この実質的な平等と事実上の平等との関係を教えていただきたい。先ほど聞いていたら、男女間の実質的な差異を考慮したものだというふうに私には聞こえたんですけれども。

事務局 先ほどそう説明しましたのは、ここでは男女が話題になっていますので、一番わかりやすい例として出産の休業は女性だけなんですけれども、問題はないという典型例をあげています。別に男女だけというわけではなくてさまざまな局面があるかと思います。 古橋委員 要するに、男女間の生理的な差異であるとか性格的な差異というものを考慮

して差異を設けるということは実質的な平等である。そういうものは平等に違反しないか ら実質的な平等だという趣旨ですか。私は実質的平等というのは極めてポジティブに考え ていたんですけれども、今そういうふうに言うとネガティブな考え方のようにちょっと聞こえるものですから。

事務局 憲法の先生もおられるんですけれども、こんな例がいいかどうかわかりませんが、例えば幾ら大学に入れる能力があっても、片方は全く経済的に恵まれていない場合は 奨学金を用意するとか、同じような条件に立てるようサポートするいうのはあってもいいんじゃないかという説明もあると思います。

古橋委員 これはポジティブ・アクションを説明するための概念構成なんですか。実質 的平等と形式的平等というのは。

事務局 形式的平等と実質的な平等でよく説明されるのは、形の上だけ整えばいいというわけではなく、現実に機会を利用しうる実質的な機会の平等をという意味で申し上げて、その例として今の話を申し上げているんですが。

伊藤委員 今の議論に重なるんですけれども、女子差別撤廃条約にはいわゆる母性保護の条項が入っていますね。母性保護というか、妊娠・出産の機能についての保護条項ですけれども、基本法になぜこれが入らなかったのか。つまり、その辺の議論がすっきりしていれば実質的な平等の議論がもうちょっと生産的になったんじゃないかなという印象を持っています。

古橋委員 基本法では個人の尊厳ということが入っていますから、その中に全部母性保護は入っているんです。

伊藤委員 そういう認識なんですね。

事務局 実質的平等と形式的平等の話は是非高橋先生にお願いしたいと思います。

高橋委員 事実上の平等と実質的な平等がどういうふうに関係しているかという点については、私もよくわかりません。ただ、事実上というふうに言うと制度上とか法的という言葉と対立していて、そういう角度でとらえるんだろうと思いますし、実質的という言葉は形式的と対比させます。そういう対比の違いでとらえるということ以上のことはわからなくて、実際上は事実上の平等で考えているものと実質的平等で考えているものはかなり重なっているんだろうと思います。見る角度が違うというだけかなという気がしていますけれども、それ以上私もわかりません。

古橋委員 私も今までは同じものだと考えていて、ただ書くときにいろいる悩みながら書いて、今日はディメンジョンが違うとおっしゃったものだから、そうかなと思ったんです。そこのところをもし違うというんだったら、ある程度論理的にぴしっとした方がいいのかなという気がしたものですから申し上げているんです。

高橋委員 ディメンジョンというか、見る角度ですね。角度が違うということだろうと 思います。

それと、実質的平等というのはポジティブな場合を指すのではないかということをおっしゃいましたが、ネガティブの場合も含めて考えているのではないか。つまり、機会が制限されている場合に形式的に見るのか実質的に見るのか。実質的に制限されているという

問題でとらえるのかという形で出てくる場合は、これはネガティブに制限される場合ですね。それに対してポジティブにと言うのは、恐らく実質的平等を実現するために何か積極的な政策を行っていくという場合ですね。ただ、ポジティブ・アクション的なものだけを実質的と言っているわけではない。ネガティブに平等が侵害されているかどうかということを考える場合にも、形式的に見るか実質的に見るかというとらえ方をすると思います。むしろもともと形式、実質はそういうところから出てきたんですね。まだポジティブ・アクション的な発想がない段階で、単に例えば施策との関係で言えば男性、女性を同じに扱っていれば平等だと言っていた。これは形式的な平等だ。もっと実質的に見る必要があるのではないかという議論になってきたわけですね。その後、確かに法的には実質的な観点から男性、女性を区別すべき場合にはするようになってきた。実質的平等という観点から問題をとらえるようになってきたけれども、しかしそれだけでは事実上の不平等は解消できないのではないかというふうに議論は展開してきたと思うんです。ですから、実質的平等という場合にネガティブな面とポジティブな面と両方あると思います。

古橋委員 それからもう一つは、国家公務員法にはさっき触れられませんでしたけれども、差別をしたときには罰則の適用もちゃんと条文があるわですね。したがって、クォーター制というものは私はとれないということを前から申し上げて、今日のお話ではクォーター制度については憲法違反だからそれを強制するということはできないという話がありましたが、それについては条約に書いてあるんだから条約の方が優先するという女性の方々も今まではおられたんです。

樋口委員 言葉の使い方で私自身ここに参画してこれでいいですと言った一人ですから 気が引けるんですが、「真の男女平等」という言い方が前からずっと引っ掛かっていたんです。事実上と実質的というのはもしかしたら区分けする必要があるのかなとは思いながら、 法制度的とか形式的、事実上、実質的はみんな一つの概念としてわかるからいいですけれ ども、「真の」と言うときには大変主観的な価値判断が出てきてしまうように思われますので、こういう公的な文書の中に、適当かどうか考えているところです。「真の男女平等」を どう定義するのか。こういう公文書の中に「真の」というのが入るのはちょっとそぐわないなといつも思ってきたところがありますので、今回整理するのでしたら「真の」というのは、ではにせのは何なのか。にせのという意味じゃなくて、これに対立する概念として 形式的、制度的平等があるのか。本当は「真の」という言葉は使わなくて説明できるんじゃないかと前からちょっと思っておりましたので、一言申し上げます。

寺尾委員 実質的平等といったときには 2 つあり得て、男性と女性は生物学的に違うところがあるわけですね。それで、生物学的に違うんだからそれを同じように扱うためには形式的平等ではだめで実質を考えなければいけないという議論は、歴史的には女性にとってプラスにもマイナスにも作用してきました。性的特性論を基礎とする性別役割を前提とする社会制度も、実質的平等論によって擁護されてもきました。例えば労働法関係の女性

保護法なども、妊娠、出産を担う性としての女性を保護してもきましたが、逆に女性の就 労機会を制限してきたわけです。

「実質的平等」という用語は「形式的平等」という語と対語として用い、議論を進めるための語です。これとは別に「真の平等」という言葉を残しておいた方がよいと思います。「真の平等」というのは理想的な状態を考えましょうという話だと思うんです。ですから、何が理想かというのを語るための用語なのではないでしょうか。そういう意味では実質的平等という表現に代替してしまわない方がよいと思います。公文書だからとおっしゃいますが、でもやはり理想的な平等状態を考えましょうというのは良いと思います。生物学的に違う以上、カラーブラインドという言葉に合わせてセックスブラインドと言ったりもしますけれども、男も女も関係なく全部一緒にしましょうという議論はこの分野では通らないわけです。そうすると、やはり「真の」というのを残しておかないと議論を尽くせないところが私はあると思うんです。

伊藤委員 私が先ほど申し上げたのはその話であって、実質的平等の中に、妊娠、出産の機能という男女間の生理学的な差というようなものを見据えた上での平等という議論が必要だろうと思うんです。だから、「真の」と言わなくても実質的平等で私は済むのではないかと思うんです。

寺尾委員 実質的平等だからと言ってある意味説明されてきて......。

伊藤委員 それを説明する必要があるんじゃないかというふうに先ほど申し上げようと 思ったんですけれども。

寺尾委員 ただ、男と女は違うんだから、特性論のときも実質的平等とすごく結び付いているわけです。女の役割、男の役割というのを言うときも、それは実質的平等なんだという説明をずっとされてきたので、実質的平等と言ってしまうと今度はそちらに使われてしまう可能性もあるので、やはり「真の」という部分は残った方がというふうに思うということです。

樋口委員 そうすると、「真の」って何かと問われると理想的と言い換えるわけですか。 寺尾委員 そういう意味です。

樋口委員 では、「理想的な」にしたらどうでしょうか。

伊藤委員 逆にあいまいな表現になってしまって、二重、三重にいろいろな形で使われる可能性もありますよね。だから、むしろ実質的な平等とは何なのかというのをきちんと 定義した上でそれを使っていく方が私はすっきりするんじゃないかなと思いますが。

樋口委員 あるいは理想的と言ってしまった方がまだわかりますね。

寺尾委員 理想的という意味だと思います。

岩男会長 問題点がいろいろと出てきて、議論が始まるというところで次へというのは 非常に言いにくいんですけれども......。

古橋委員 高橋先生にここのところを簡単に文書で書いていただくとありがたいんですけれども。実質的平等と事実上の平等と法令上の平等と形式的な平等というものですね。

真の平等は我々も書いてきたんだけれどもいいことにして、そこの概念が違うということをもう少し説明しやすいように、その概念規定です。口述筆記でもいいですから。

岩男会長 みんなの共通理解に役立つということで、配布をしていただきたいと思います。

事務局 先生の教科書もありますし、先ほどの御発言も議事録に残りますが、検討させていただきたいと思います。

岩男会長 それでは、まだ議論は次回へ続けていくということにいたしまして、とりあえず次回までに事務局の方で今、重要な問題点が幾つも出てきたところを整理をしていただいて提出をしていただくということで、少し予定よりも時間が遅れておりますものですから次の議題、「選択的夫婦別氏制について」を内閣府の方からまず御説明をお願いをしたいと思います。

事務局 それでは、本日の配布資料の2を基に御説明をいたします。

選択的夫婦別氏制の問題につきましては、男女共同参画の形成に関わる個別の施策の中で基本的考え方と関わりが深くて国民の関心も高い事項であり、婚姻制度や家族の在り方とも関連する重要な問題であると考えております。また、既に御承知かもしれませんけれども、前回の調査会以降、官房長官の御指示によりまして旧姓使用を広く認める方向での検討が動き出しておりまして、そうした動きも合わせて御説明をさせていただきたいと思います。

まず「氏に関する法的な扱い」についてです。項目の1番目に挙げておりますが、現在の我が国の家族法制におきまして夫婦の氏の法的な扱いがどうなっているかを確認までに申し上げますと、民法第750条で「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」とされており、いわゆる夫婦同氏制がとられております。用語の使い方としてですが、夫婦別姓と言ったり別氏と言ったり両方の言われ方がしておりますけれども、法令用語は氏でございますので氏の方を使用させていただきます。

次に、夫婦同氏制の制度的担保としまして戸籍法第 6 条で「戸籍は、市町村の区域内に本籍を定める一の夫婦及びこれと氏を同じくする子ごとに、これを編成する」として、同じ戸籍としております。このほかには民法第 752 条に、夫婦は同居し、互いに協力し、扶助しなければならないとして夫婦の同居を明示しております。このように現行の民法、戸籍法では夫婦は同氏であり同じ戸籍であるとされております。

では、こうした法制度の下で実際の夫婦の氏の状況はどうなっているかを申しますと、厚生労働省の人口動態統計の平成 11 年のデータで見ますと、婚姻をした夫婦の実に 97%は夫の氏を名乗るとしております。婚姻により一方の当事者のみが同氏にしなければならないということの問題を抱える。一方の当事者というのは、97%は女性だという現象が生じています。

そこで、諸外国における夫婦の氏の制度を見ますと、日本と同様に夫婦同氏しか認めない国としましてインド、タイ、トルコなどがあり、いずれも夫の氏を夫婦の氏としており

ます。夫婦別氏しか認めない国としては韓国、シンガポール、スペインなどがあります。 選択的夫婦別氏を認めている国のうち、夫婦双方に氏の選択を認めている国は中国、フランス、ドイツ、オーストラリア、スウェーデン、デンマーク等があり、夫の氏を不変とした上で妻のみに氏の選択権を認めている国はオランダ、ハンガリー、スイス、ポーランド等があります。また、不当な目的がない限り、自己の氏名を自由に選択できる権利があるとしてイギリス、アメリカなどがあります。

項目2の「選択的夫婦別氏制をめぐる世論の動向」についてですが、この問題につきましては国民一般の意識がどのように変化してきているかということを政府の世論調査結果から拾ってみております。年代を追いながら順に御説明をいたしますと、昭和62年に実施された調査では夫婦別氏に賛成が13.0%、反対が66.2%であったものが、約10年後の平成8年の調査では賛成32.5%、反対39.8%であり、通称使用のケースも含めれば半数以上の55%が別姓をよしとしているところとなっております。このように、別姓導入について賛成する意見、裏を返せば夫婦同氏を求めている現行制度について反対する意見というものがどのようなものか。ただいま申し上げました、同氏であることによって生じる問題とは具体的にどのようなものかということですが、この制度について議論がされる背景として様々な意見があるということです。

内閣府で把握しているものを整理しますと、次の2ページ目の(2)のとおりです。内閣府に寄せられた意見を整理したものです。これは具体的には昨年、男女共同参画基本計画案に対して総理府に寄せられた意見から、選択的夫婦別氏制度に係るものを抜き出したものでございますが、大きく3つの要素で整理しております。まず男女共同参画社会実現の阻害要因となっているとの意見です。例えば、夫婦同氏制は家意識や女性蔑視、固定的な役割分担の温床となっている。また、多様な生き方が容認される社会の実現を阻む要因となっているなどの意見がありました。

次に、結婚・出産に当たっての障害となっているとの意見です。具体的には一人っ子同士の結婚の場合、家名の存続のためには男女が共に旧姓を名乗れるようにすることが必要であるという意見がございます。また、同氏制度に反対のために入籍していないカップルというのはたくさんあるわけですが、そのような場合に婚外子に対する差別や偏見から子どもを持つことを控えているという意見が実際にございます。

3番目が、女性が社会進出していく上での障害となっているとの意見です。女性が働きやすい社会の実現を阻む要因となっております。旧姓で発表した研究成果や業績は自分のものとして認知されにくいというようなことが具体的に出てくるわけです。

続いて 3 の「選択的夫婦別氏制の検討経緯」ですが、こうした世論の動向等も踏まえまして国において一連の検討がされてまいりました。それを整理したものが別紙1でございます。細かな内容の紹介は省かせていただきますが、昭和54年に採択された女子差別撤廃条約におきまして、姓の選択の権利を含む夫婦同一の個人的権利を確保する旨が盛り込まれ、その後、先ほど御紹介しましたとおり世論調査が累次実施され、法務省において検討

が進められてまいりました。平成 8 年 2 月に法制審議会が答申としてまとめられた「婚姻制度に関する民法改正要綱」はそれまでの検討の成果をまとめたものでございます。これは、具体的には後ろの方に資料 3 として法務省から御用意いただいた資料を付けております。民法の一部を改正する法律案要綱でございますが、これは政府提出法案としては実現するに至りませんでした。それで、国会においては各党から民法の改正法案が提出されておりますが成立していない状況でございます。

先ほどの法制審議会決定の民法の一部を改正する法律案要綱の一番最後のところに、選択的夫婦別氏制度の導入に関する賛否の概要というのが1枚紙にまとまっております。別姓賛成論をごらんいただきますと、例えば夫婦、家族の一体感は心構えの問題だとか、親族間の関係は氏の問題と関係がないだとか、社会生活上の不利益は旧姓の通称使用では回避できない、2つの使い分けはむしろ問題が多い。あるいは、同氏制度は明治以降のものだとか、別姓を許容するか否かは我が国の文化の成熟度を世界に示す問題である。同氏を強制している国は少ないだとか、選択制は多様な価値観を認めるものだとか、お墓の問題は慣習によって処理されており氏の問題とは直接関係ないとか、割にすっきりと賛否がまとめられておりますので御参考に御一読いただければと思います。

一方、男女共同参画の分野ではこれまでの男女共同参画審議会の答申や政府の行動計画の中で選択的夫婦別氏制の導入に言及しております。特に直近の動きとしましては平成 11年6月に男女共同参画社会基本法が交付、施行され、それを受けて昨年 12月には男女共同参画基本計画が閣議決定されております。別紙 2 にありますように、この基本計画において男女共同参画の視点に立った社会制度、慣行の見直しとして、家族に関する法制の整備を挙げ、男女平等等の見地から選択的夫婦別氏制度の導入について、国民の意識の動向を踏まえつつ引き続き検討を進めることとしております。

次に項目の 4 番目ですが、選択的夫婦別氏制導入に向けての検討がなされる中で、それと並行した形で具体的な対応として旧姓使用を運用上広めていくべきではないかというお話が福田官房長官からございました。具体的にはここにお示ししましたように、平成 13 年5 月 18 日の衆議院内閣委員会において石毛議員の質問に対して福田官房長官は、「旧姓は使用できないことによる女性の社会生活上の不便や不利益を少しでも軽減するために何かできることはないかと考えておりまして、関係省庁に検討を行うよう男女共同参画局に指示しているところであります」と答弁されまして、続く 5 月 24 日の参議院内閣委員会において小宮山議員の質問に対しまして、「簡単にできそうなところで、公務員の職場での旧姓使用も徹底していないということもあり、身の回りのところからやってもよいのではないか」と答弁されております。

これらの御発言は前回の専門調査会の時点では想定されていなかったものであり、長官 御自身の御発案として示されたものでございます。現行民法では夫婦同氏制を定めている 中にあって、旧姓使用を広めていくことにつきましては賛否両論からの意見があるようで ございます。別紙3をご覧いただきたいんですが、ここに旧姓使用についての積極、消極、 両面からの意見を整理してみました。

まず積極意見としては、これはやはり選択的夫婦別氏制が実現されていない、現在の状況の下で、旧姓が使用できないことによる不利益、不便を少しでも軽減することになるということに尽きるものと思われます。

一方、消極意見としましては、現状ではさまざまな場面で本人確認を間違いなく行うためにも戸籍名を使うことが多いわけですが、その中にあって運用面での旧姓使用を広めるには相当な手間を要するということでございます。例えば、我々の身近なものについても運転免許証、職場の身分証明書、保険証から人事異動の辞令や給与関係書類など、個人の氏名を記載する必要のあるものは非常に多うございます。しかも、それぞれ所管する機関が異なっているわけで、そういう中で足並みをそろえた対応というのが非常に難しい状況にございます。

更に、そうした手間をかけても、それはあくまでも運用上の話で根本的な制度改正に比較すれば小手先の対応であるというようなイメージを与えるのは避けられない。そればかりか、民法の改正論議に水を差すというような批判もあり得るわけでございます。ただ、そういう懸念につきまして官房長官も承知はされておりまして、先ほど御紹介しました国会の答弁でも、運用面での旧姓使用を検討することは選択的夫婦別氏制導入のための法改正論をかわそうとするものではないと解してよいかという質問に対して、長官はそうした意図はないという旨、表明されております。

こういう状況の中で、男女共同参画局といたしましては官房長官の御発言や御指示を受けて、旧姓使用について長官から具体的に御指示のあった事項を中心に、急ぎ検討に着手しまして制度の現状や問題点を整理しました。具体的には別紙 4 の一覧表をお付けいたしております。住民票、パスポート、国際航空券、運転免許証、健康保険証、研究者の科学研究費補助金、公務員の職場での旧姓使用の公式承認が当面の検討対象となっております。以下、順に御説明いたしますと、まず住民票ですが、総務省で所管しております住民基本台帳法に根拠規定がありまして、住民票上の氏名は戸籍名とするとされております。住民票につきましては市町村における居住関係の公証書類であり、現行法では旧姓の概念がなく、旧姓を記載することを想定していないという現状でございます。

次にパスポートですが、外務省の旅券法施行規則処理基準に氏名についての根拠がございまして、現状においては戸籍上の氏名では海外での活動に支障があるとの事由がある場合には、特別に旧姓併記を認めております。国内での身分証明書類において旧姓使用が認められていない現状では、すべての旧姓使用を希望する者に旧姓併記を認めるのは困難であるということであります。

国際航空券につきましては、パスポートに準拠した氏名を使用することになっておりますが、これは法律で定められているのではなくて、国際航空運送協定でのルールで定められているものです。出入国の関係上、パスポートと同一名を使用することが必要であり、これを変更するには国際航空運送協定の了承を得ることが必要であるため、直ちに実施す

ることは困難な状況であるとのことです。

運転免許証につきましては、警察庁所管の道路交通法で定められているところでして、 現状では戸籍上の氏名を想定していることから旧姓の使用を認められておりません。また、 法律上、旧姓使用を想定しておらず、旧姓併記についても免許証保持者の数が多いから管 理システムの変更が容易じゃないという状況であると言っております。

次に健康保険証については特に法的な根拠はないものの、本人確認のため住民票を使用 しております。なお、健康保険証につきましては厚生労働省の所管ですが、各保健証につ いては各健康保険組合の運用に任せられているということです。

次に文部省所管の研究者に対する科学研究費補助金ですが、平成 12 年度までは旧姓併記が可能となっていましたが、平成 13 年度より旧姓のみによる申請も可能となりました。

最後に公務員の職場での旧姓使用ですが、現状では統一的な運用はなされておりませんで、認められているところ、認められていないところ、把握していないところと、各省の 運用のばらつきが出ております。今、官房長官の発言も受けまして調整をしておるところ であります。

当面、検討の視野に入っているのはここにお示ししたものでありますが、本日はこれらのうち住民票について、一番いろいろな面で公証として使われることが多いわけでございますので、所管省であります総務省の御担当に来ていただいておりますので、ここで更に深い御説明があろうかと思います。

なお、選択的夫婦別氏制の関係で関係団体から専門調査会の委員あての意見を合わせて 配布させていただいております。

内閣府の説明は以上でございます。

岩男会長 ありがとうございました。それでは、総務省自治行政局市町村課から御説明 をお願いたします。

高原総務省自治行政局市町村課住民台帳企画官 本日は市町村課長あてに出席要請をいただいたところでございますが、課長出張中のため、失礼とは存じますが、私の方から説明をさせていただきますので何とぞよろしくお願いいたします。

資料の4を御覧いただきたいと思います。「住民票の運用状況、旧姓使用について」ということで取りまとめをさせていただきました。

まず 1 の「住民票の記載事項」について御説明させていただきます。該当の条文は次項に添附しておりますので御参照いただきたいと思います。住民基本台帳法第7条において住民票の記載事項として、氏名、生年月日、性別、続柄、戸籍の表示、住民となった年月日及び住所等 13 項目の記載事項が定められています。

このうち氏名につきましては、戸籍に記載されている氏名を記載し、字体も同一として 取扱っています。この理由でございますが、戸籍が氏名を公証する根本であること、身分 関係の公証制度である戸籍と居住関係の公証制度である住民基本台帳によって公証すべき 氏名が二様となりますと各種行政事務に不都合を生じさせかねないというような説明がな されております。戸籍と住民基本台帳というのは制度の表裏のような関係にございます。本籍地には戸籍の附票というものがあり、常に最新の住所が附票に記載されるということになっております。戸籍法上の届出がなされますとその戸籍の附表を介して本籍地市町村から居住地市町村に通知されます。逆に、住民基本台帳法上の届出がなされますと居住地市町村から本籍地市町村に通知されるという仕組みになっており、このことによって戸籍と住民基本台帳がそれぞれ正確性を担保する仕組みになっているところであります。

このような中で、住民基本台帳には、転入、転出、転居などの住所に関する変更については記載されることになりますが、氏名の登録に関する届出は制度上ございません。氏名を登録するのはあくまで戸籍という整理になっております。

例えば、出生届によりお子さんの名前が登録されますが、それはあくまで戸籍法上の届出による登録であり、本籍地市町村から居住地市町村にお子さんの氏名の通知がなされ、 自動的に住民票にお子さんの氏名が記載されるという仕組みでございます。

また、住所の変更を伴わない婚姻届の例でありますが、同じ場所に同居されていたような方が、戸籍法上の婚姻届を提出されますと、住民基本台帳法上の届出は一切ございません。自動的に住民票の氏名がいずれかの方の姓に変更されている。言わば自動的に戸籍の届出がありますと住民票が変わっていくという世界になっております。このように、基本的に住民基本台帳法上で氏名を登録するような手続はなく、戸籍法上の届出に準拠することとなっております。

したがいまして2の(1)でございますが、氏名に旧姓が含まれるというような解釈を行うということは現行制度上、困難であろうということでございます。

2の(2)でございますが、私ども旧姓使用につきまして可能性を検討いたしましたところでございますが、住民票に例えば括弧書きで旧姓を併記する、あるいは旧姓欄のようなものを設けるといったようなことを行い、併せて旧姓記載届というような制度を設ければ旧姓が住民票に記載されてくるものと考えられます。この場合、法改正が必要になってまいります。ただ、私どもといたしましては、次のような問題点があり、現実には難しいというのが率直な感想でございます。

1 つは制度論でございます。住民基本台帳制度は住所地で住民の居住関係を公証する制度であり、身分関係を公証する戸籍制度と並立する制度となっています。身分関係の公証である戸籍で証明され得る事項を居住関係の公証制度である住民票で記載するというのは、住民基本台帳法の第1条の居住関係の公証という目的を逸脱してしまうのではなかろうかというふうに考えております。

2 つ目は、そもそも戸籍謄抄本で証明し得る事項について、厳しい財政状況にある市町村につきまして、更に住民票でも証明できるようにしてもらうというのはシステム改修あるいは事務処理等を考えますとかなり過度な負担が生じることとなり、市町村の理解を得られにくいものと考えられます。

3 つ目は、住所地市町村は必ずしも旧姓情報を有していないため、結局旧姓記載届等を行

う方に戸籍謄抄本の添附等を求めることが必要となってまいります。そうであるならばむ しろ戸籍謄抄本で直接旧姓が証明できるのではなかろうかというふうに考えているところ でございます。

住民票の写しというのはそもそもそれ自体では何の価値もなく、あくまで何かの添附書類として現住所の証明に主眼を置いているものでございます。

一方で、戸籍謄抄本ではそういった旧姓の証明ができるというのが現行制度上の住み分けと考えているところでございます。旧姓を証明するという意味では戸籍制度の中で実現していただく課題じゃないかということで検討させていただきました。

岩男会長 ありがとうございました。それでは、ただいまの内閣府及び総務省からの御 説明に対して、どうぞ御自由に御発言をいただきたいと思います。

竹信委員 これで拝見しますと、かなりのものがバツになって……。

岩男会長 ちょっとよろしいですか。これは現状ということなんですけれども、保険証につきましてはバツになっていますが、先ほどの御説明にありますように私自身旧姓の保険証をずっと何十年と何も言われずに使っておりましたから、これはバツではないんです。

古橋委員 それでは、建て前上はバツで、先生のは見逃されているんですか。

岩男会長 これは健康保険組合に任されているというか、要するに国共済とか私学共済 はだめなんです。というのは、そういうふうに決めているものですから。

それから、文部科学省の科研費のところは最近になってマルになったみたいに書かれておりますけれども、これも何十年前から私は旧姓でいただいて、戸籍名かどうか聞かれたことがないんですね。それで、たまたま御質問があったからあれなんですけれども、ぱらぱらと私はいろいろなものを見ておりましたら、例えば国権の最高機関である国会の同意人事ということで国家公安委員になったわけですけれども、そのときももちろん旧姓だけです。戸籍名は何ですかなんて聞かれたこともないし、昨年国連に政府代表として行きましたけれども、それももちろん内閣から旧姓に対して辞令をいただきました。それから、司法試験の考査委員を9年間しておりましたけれども、そのときも全部旧姓だけで、質問されたこともないですね。

そして、そういうことで私が収入を得ていることに対して大蔵省、国税庁は課税をしてきます。だから、法的には存在しない人間に課税を実際にはしているんです。それに応じて私はずっと税金を旧姓で払ってきています。ですから、実質的には全くこういう形ですべて行われておりまして、恐らくどなたも私の戸籍名を御存じないと思うんです。

竹信委員 何でそういうことを確認したかといいますと、前回のときに伝統がやはりあるからという意見もちょっとありましたよね。私はそれについては現在の不便からの救済ということだし、伝統はつくられるものですから横割りにして考えてもいいだろうなとまず思っているということで、その前提で言うと不便という場合、いろいろな方に聞くと、税理士さんとか国家関係の資格を持っている医者、医師、税理士は非常に不満が強くて、ここにあるようなことを一々、特に晩婚の人はすっかり定着しちゃってから全部やらなく

ちゃいけない。

それで、私は24歳で結婚してしまったので夫婦同姓なんですけれども、ほとんど何の不便もなくて早くずっといってしまったんです。姉は30数歳で結婚して医師なものですから、全部書き換えて非常に消耗したと言って怒っていて、夫婦別姓を非常に強く推しているんです。そういういろいろなことで考えると、まずここでどれぐらいのことが適用できるかということが旧姓のいわゆる拡大、官房長官の経過措置みたいなお話がありましたね。 それで、何ができるかという確定が必要で、本当に岩男先生ぐらいに使えてしまうというんだったらそれはいいのかもしれないけれども、そうじゃないという話もかなりあちこちで聞いて断られまくっているという話がたくさんあるんです。としますと、まずその確定でどこまで解決できちゃうのかということをきちんとしなくちゃいけない。

それで、住民票の話なんかは確かにそうなんだろうと思うので、もしそれができないんだとすると 2 つしか道がなくて、困っている人は事実婚でやって、その場合、子どもは婚外子になりますので、そこでは婚外子差別を撤廃しなくちゃいけないということだと思います。だから、今のままでしようがないからいくんだというんだったら婚外子差別を撤廃して、好きなように子どもはつくってください、婚外子でも全く問題ありませんとする。でも、多分事実婚で困るのは相続だけですから、そういうことになると専業主婦の人は困るんですよね。専業主婦で夫婦別姓がしたいというパターンは困る。そこをどうするかという問題があると思うんですけれども、そうでなければ選択的夫婦別姓をやるしかない。それともう一つは、どうしても今の官房長官の案を採用するならば、スケジュールを決めて必ず何年から選択的夫婦別姓をやるので、そのための試運転期間としてこれをやりますという形で説得をし、不備が出てきたらまた考えるとするかどうかというふうな3通りぐらいしか解決案がないんじゃないかと私はこの間からずっと考えています。

岩男会長 今おっしゃったことの中に入るかもしれませんけれども、例えば私自身が今、実質的に困ることが生じるんですね。と申しますのは、具体的にお話をした方がわかりやすいと思うんですが、例えばOECDの会議に出て行く。それでOECDに行くときに私は自分で航空券を買って出席し、後で向こうから小切手で旅費を送ってくる。私あての小切手で、例えば東京三菱銀行振出で銀行に持って行くわけですね。そうすると、私の旧姓で来た小切手ですけれども、それを同じ名前の口座に入金するには証明するものが必要になっているんですね。パスポート、住民票、それから免許証というのが普通銀行等が使っている証明の書類で、それを実は私は今学校が変わりましたので、すべて失ったんです。それで、岩男壽美子という口座があるにもかかわらず現金化ができないという本当に信じられないようなことが起こるわけです。ですから、実質的にそういう不便なんです。

もっとささやかなつまらないことで言うと、日本は別氏制を認めていないということでアメリカ大使館から招待が来るとプロフェッサー・アンド・ミスターイワオとくるわけですね。ミスターイワオというのは存在しないものですから、私はだれを連れて行くべきか。実にくだらないんですけれども、日常的にそういう不都合は始終あるんですね。

山口委員 私は国際婦人年連絡会という女性団体に所属していますが、そこには職能団体とか一般的女性団体が入っています。法制審議会でこの答申がありましたときにどういう反響があるかと思いましたら、選択的夫婦別姓ということなので意外に一般女性団体、ほとんど夫の氏に入っている人たちも理解を示しました。それで、真の平等にするにはやはり性別役割分担をなくすとか、家からの解放とか、そういうことをきちんとしなければならないということで、選択的夫婦別姓であればこれに賛成だと。しかも、個人として尊重されるという憲法 13 条の問題、そして 14 条の問題につながるわけです。やはりこの国は個人がきちんと確立されていないところに問題があるという理解を示しているんです。これが一般的な女性団体側の考え方ですが、今、岩男会長がおっしゃったように税理士会だとか、本当にすぐこのことについて不利益を被るところは早くやってほしいという話なんです。

それからもう一つは、先ほど97%が夫の氏を名乗ると。3%が多分妻の籍に入って、昔で言う婿養子だと。その人たちもいろいろ苦しみはあると思うんです。やはり慣習的なここを直さないと共同参画にならないなと。家庭科の男女共修も抵抗がありました。その考え方と非常に似ているんです。

法制審議会の答申が出て、多分これはすんなりいくだろうと思ったらものすごいバックラッシュがあって、あれよあれよという間にこの話が曲がっていってしまった。地方自治体、議会でもかなりの反対があったと聞いていますが、これは作為的な運動が働いたんじゃないかと思います。なぜ選択的夫婦別姓が必要なのかという根拠がないと、またいろいろな誤解があると思うんです。

それで、参議院の方で質問が出たということですが、社民党の清水澄子さんが 97 年に今回の民法改正について全閣僚に聞いているんです。その中で例えば当時の厚生大臣の小泉純一郎大臣は、選択的夫婦別姓について迷っていますと。子どものことを考えると同姓の方がいいと思うし、別々の姓を名乗るのならば結婚の必要もないかと。世論の動きを踏まえて決めたいというふうにお答えになっていらっしゃるんです。

それで、いろいろあると思いますが、先ほど森山法務大臣が急いでほしいと言われたことの意図は何かということ。急いだ方が私もいいと思いますが、もう一つはたしか御就任のときに世論の動向をもう一回確認と、世論調査のようなことをおっしゃったんですね。 法務省の世論調査は進んでいるかどうかという問題です。それから、福田官房長官は旧姓俗称制度を前提としてお考えになっていらっしゃるのかどうか。私どもは男女共同参画基本計画を効き目あるものにするには、民法改正の選択的夫婦別氏制の問題は根幹を成すものだと思うので、私は早くこれを進めなければならないという考え方なんです。そういうことで、もし法務省の方がおられたら伺いたいと思います。

事務局 世論の動向というふうにおっしゃったんですが、それは世論調査を予定しておりまして、今年度世論調査をするんです。それは内閣府政府広報室の方でやるということになっております。

山口委員 そうですか。法務省じゃなくて。

事務局 もちろん内容的には法務省の内容でございますが。だから、今年度中にその世論調査の結果は出るものと思います。

岩男会長 9月と聞いていましたね。それで、それまで待っていないでというのが森山大臣のあのときの御発言だったと思うんですけれども。

古橋委員 9月まで待つ前に結論を出せというのもなかなかきついですね。

住田委員 森山大臣とは幾つかの会合でお話を聞いておりますので、ご紹介しますと、 記者会見の席でお話をお聞きしたときは秋の世論調査を待ってということでした。ではど のぐらいの数字が出たらいいんですかとの問いについては明言はされませんでした。

ただ、森山大臣は以前から女性議員としても個人的には夫婦別姓については賛同しておられますし、またこの場でおっしゃったときにもいろいろな個別の陳情等もお聞きになった上でのことと思います。しかしながら、これを法改正へ持っていくときにはいろいろな困難があるということを 120%御承知だからこそ慎重な言いぶりをしておられるのであると私は理解しております。

山口委員 古橋先生が日程とおっしゃるように、例えば世論調査を秋にするということになるとやはりそのことを視野に入れなければならないから、急ぐというのとちょっと矛盾するなと思ったので伺いたかったんです。

住田委員 ですから、世論調査でもどのぐらいの数字だとやりますよと明言できないぐらい、どういう政治的な反発がくるかもしれないということを非常に懸念しておられるのだと思います。

岩男会長 あのときの森山大臣の御発言は、恐らく法務省、法務大臣としては世論の動向を踏まえるということで世論調査の結果をお待ちになるんだと思うんです。ただ、男女共同参画会議の専門調査会としてここは重要な問題について、あるいはみんなが関心がある問題について自由に議論ができる場であるから、もっと積極的に自由に議論をもっと早いペースでなさったらどうでしょう、という御意見ではなかったかというふうに私は解釈をしたんです。

山口委員 わかりました。

八代会長代理 私はこの問題を世論調査と結び付けるというのは危険な面もあると思います。そもそもこれは私は規制緩和の問題だと考えていて、大部分の人には何の影響もない。まさに一部の困っている人の問題であって、それをほかの人が容認するかしないかの問題なんです。何も夫婦同姓を別姓に変えるという話ではないわけですから、そこにまず基本的な誤解があります。私は世論調査と結び付けるというのは、出せば必ずかなりの反対があるに決まっているわけですし、それから事務局の資料では通称使用というのを別姓賛成の方に入れておられますが、これはむしろ逆の解釈も当然あるわけでして、いつから世論調査と結びついてしまったのか、私は理解できないと思います。

寺尾委員 前回の棚上げになったときの過程でも、選択的ということが本当に徹底して

いなかったんですよね。ですので、多くの方が全員が別姓になるんだというふうに誤解なさっていたようなので、世論調査の前に是非そのことをきちんと周知してやっていただきたいと思います。世論調査が行われるのであればそれは仕方がないと思いますが、この話は本来多数者が少数者の、自分達とは異なった方たちの生き方を認めるのかという問題です。多数決で決めてよいこととは違う領域の話なのではないでしょうか。つまり、より寛容な社会になるのかどうかという話だということを是非強調なさらないといけないんじゃないかと思うんですが、その方向でこの会議として何かできることがあったらと思います。岩男会長 官房長官の御意見も、要するに多様な生き方を認めるという基本法の精神ですね。ただ、その法改正には恐らく時間もかかるだろうからもっと現実的に、とりあえずそういう多様な生き方を認める方向で規則を改正するとか、そういったことをやったらど

うですかということだと私は理解しております。

樋口委員 私も世論調査が仮に 60%と出ているときに、ここの専門調査会が 90%か 100%と出てちっともかまわないと思っているんです。ただ、森山法務大臣がおっしゃいましたのは、こちらも動きが急だから、この専門調査会も 2 年間とか、そういうロングスパンではなくという意味でおっしゃったように思っておりますけれども。今、お話に出た、要するに規制緩和なんだということを徹底する方向を出すことと、それから今お医者さんのお姉様というお話が出ていましたけれども、これは各種免許証の旧姓使用ですが、やはり同氏制では困った方という例をしっかり整理して出すこと。少数の困っている人を無視してはいけないわけで、私など大学で夫婦別氏制の話をしまして、あなたはどっちの姓になりたいかと聞いたら彼氏の名前になりたいという人が今だって 8 割です。だけど、夫婦別姓を認めるか認めないかといったら、これは 100%認めます。そういうものでいいと思うんです。8 割が7 割になる日があるかもしれないけれども、やはり困ることも将来あるであろうということは彼女らは薄々自覚しているんです。

今、国家資格は全部洗い出して、教員免許証とか、医者なんて本当に大変なんですよ。 居住地の保健所へ行かなければならないから1日休まなければいけないんですね。駆け出 しの結婚したばかりの医者が1日病院を休んで、居住地はまた1時間半も離れたりしてい るものですから。しかもこれは届出期間というのが医師の場合などはあって、それを外れ ると始末書を書かされるという例が新聞の投書にありました。始末書に、二度とこのよう なことはいたしませんと書くというので、そんなに結婚するのかという話になるんですが、 そんなような事例を集めて積み重ねていただけませんか。

古橋委員 この会議は、選択的夫婦別姓をどの程度議論をなさって結論を出されるのかということが1つ。それから、選択的夫婦別姓についてのあるべき考え方というものを出すためにはもう少しみんなを説得できる資料を出さなくちゃいけない。そのためには、1つは外国における制度で現在のものは出ているけれども、外国も世の中が変わってきて情報化社会をどんどん進むに従ってこれが変わってきましたよ、工業化社会に応じて変わってきましたよということで、1970年代とか1990年代はどうなっているか。その動きの背

景の中で外国も変わりましたよということをいうことが1つです。それと同時に、それと同じような動きが日本の社会においても家族の中において変わってきていますよということを証明するということが1つ。それから今、言われたような規制緩和というようなことも1つでしょう。そうすれば、ある程度あるべき方向というものは言えると思うんです。

しかし、今度は具体的な戦略論として、民法改正ということでいくのか、戸籍法の中に呼称を書かせるという戸籍法の改正だけでいくのか。そうすると住民台帳との関係で連携するとか、そこら辺の戦略論もいろいろ考えなければいけない。そうすると、これについてはどのくらい考えてこの基本問題部会をやられるのかということを議論していただきたいと思います。

山口委員 私はすごくこの民法改正の選択的夫婦別姓の方向性を出すのは基本問題調査会の目玉になると思うんです。これはやはり非常に基本的なことです。それは個人としての考え方、それから八代先生がおっしゃったように経済社会の変動、規制緩和というところとミックスしますし、私は早く出した方がいいと思います。それで、なぜ選択的夫婦別姓が必要なのかということを明確に出せばいいということです。それで1つ、家族のきずなが崩れるということを非常に旧姓を維持している人たちはおっしゃるわけです。それに対する説得力があればいい。それで、民法改正案の方は法制審議会の答申もあるので法案要綱だってすぐ出せる状況なんです。だから、こちらでそういう理論づけというか、方向づけを出せば、私は結構一つの速度が出るんじゃないかと思います。

住田委員 私は法務省の民事局でこの夫婦別姓の法制審議会の審議に関わってまいりましたが、そのときの審議委員は100%賛成で、反対論は理論上は全部克服されていると考えております。とりあえず経過措置としての不便の解消を目指し、通称とか戸籍法だけの改正というような案もありまして、それについては否定しませんけれども、そのようなやり方はやはりどこかで無理が生じるということは間違いないと思うんです。

私は山口委員と同じく、家族のきずなが崩れるという反対論の言葉の裏には、女性が家の中に入り、家に従属する意識を持たせるという考え方が内包されており、夫婦別姓は、これに反するものと捉え、それに対する大きな反発というのがいろいろな政治団体を通じてきているものであると理解しております。ですから、これは目玉商品になるかもしれませんけれども、この反発を克服していくのはなかなか難しい岩のようなものがあります。

ただ、1つ私は世論調査に望みを託しておりますのは、前回別姓反対が遂に過半数割れになったということ、それからもう一つ、ここには数字では出ておりませんけれども、若い層、30代、40代では既に逆転しているということです。ですから、反対している方というのはこの先もう一回結婚される可能性がない方ですから、若い方の数字に重きを置いていただくことによって大きな後押しになるだろうと思っております。

古橋委員 追加させていただきますけれども、1つは過去においてある女性の方が大反論を新聞のところでして賛否両論が出てきておりましたが、今日のこれを見たらそれが入っておりませんので、過去におけるものがあると思いますからそれを出していただきたい。

その人の論点というものは、さっき言ったように家族のきずなが弱まると。しかし、それと家族のきずなというのは全く関係ないんです。そういうところをきちんと言っていく必要があると思います。

岩男会長 住田委員がおっしゃった、既に主な論点についてはすべてきちんと反論して あるということですが。

住田委員 賛否のお話ですけれども、この反対論がいかに感情的で理屈に合わないものかということはもう克服されていると思います。

岩男会長 そのときの結論というか、主要な論点というものを整理していただいた方がいいでしょうか。

住田委員 ここにもあるんじゃないでしょうか。今日の法務省の最後の資料の一覧表でも賛否の概要を見ていただければ。それで、本当は反対論の一番大きいのは妻、嫁というのは家に入ったら夫の名前に従って、その中で介護すべき働き手であるというのはここを見てもはっきりしているんだと思います。そういう女性像を抱いている方々なんですね。

寺尾委員 だからこそ、象徴的だからこそ、意味を持つからこそ反対派は反対しているわけですね。それに対して戦略論として、1つは先ほど樋口先生がおっしゃったようなことですね。つまり、今の若い子たちもどうすると聞けば8割は夫の姓と言っているということを危惧している人々に対して指摘することも大事ではないかと思います。

古橋委員 世論調査というのはやり方によっては非常に危険なものではあると思います。 その質問の趣旨をよく説明しないといけません。例えば選択制というところをうんと強調 して、そこのところの意識における回答を求めないといけないと思います。私は世論調査 をやるときは細かいところまで全部自分で見て実施してきたのですけれども、世論調査を やるときの過去と今やろうとしている世論調査の質問、そこのところをよく一回検討して いただきたいと思います。

寺尾委員 こういうのは、結局は日本語の書き方ですよね。

古橋委員 そうです。それによって全部誘導されて書いちゃうんですよ。

松田委員 とりあえずどちらでもいいというのは一番いいんじゃないですか。それが一番多くなると思いますよ。これは、要するにどちらでもいいということなんですから。

竹信委員 どちらでもいいというか、継続性も大事だと思うので前と同じ質問をやらなければいけないというのはわかるんです。でも、それはやるとして、附帯質問でほかの人が別姓にしたら嫌かいいかという、その質問が一番大事だと思うんです。自分がと聞かれていると思うから、自分はしないというのでバッにしちゃうんです。

松田委員 ありていに言えば、同姓でも別姓でもいいということなんですよ。

伊藤委員 でも、かなり抵抗は弱まっていると思う。既に基本計画でもおっしゃっておられるし、いろいろな形でアドバルーンは上げているわけですけれども、以前ほど反対側の反応が弱いんじゃないかという印象もあるんです。

寺尾委員 でも、それは少数派だからじゃないですか。

伊藤委員 以前だったら、議論が出た段階ですごい反論があったはずです。結局自由民主党は党としてはつぶしちゃったわけですけれども、女性議員の中では公約として別姓を出そうというような動きもあるような状況です。だから、状況はかなり変わっていると思うんです。おっしゃるように選択的なんだということをかなりきちんとした形でアピールしていくことや、今おっしゃったお話ですけれども、調査の仕方についてかなり公正を期す形で誘導しない形で調査をした方がいいと思います。つまり、普通に聞けば私は選択的夫婦別姓に賛成される方はかなりいるんじゃないかと思います。

あとは家族の問題ですけれども、私のところは別姓でやっていますが、子どもは全然気にしていませんし、親に電話がかかってきたときもどちらですかというふうに対応しています。家族の形を整えるのではなくて夫婦間あるいは家族間の中身をどうつくるのかということを考えてもらうという意味で、つまり、家族というのは何なのかというのを考えてもらうという意味合いでアピールしていくことが必要なんじゃないかと思います。

竹信委員 選択制だから、不安な人はみんな同姓にするんです。それはそれで、家族の きずなに不安を抱いている人ほど同姓にしているんです。取材しているとそうなんです。 だから、やはり選択制だから大丈夫なんだということを言ってあげるということですね。

樋口委員 この前のときに反対論は地方の議会から立ち上がってきましたが、状況は変わってきましたね。全く逆の決議を出した千葉の例があるし。これは山口委員の御専門だと思うけれども、女性議員比率というのがそのときと今とではかなり違ってきているわけなんです。地方議会の女性議員の数とこうした議決とどのように関連しているのかいないのか、当時の地方議会の動きというものはかなり大きく物を言ったと思うんですが、お調べいただけるとありがたいと思います。

岩男会長 大分資料その他、事務局の方でそろえていただくものについての宿題が出て おります。

それから今後の進め方についてなんですけれども、事務局の方は 9 月に次回をと考えておられるんですが、9 月まで延ばした方がいいか。あるいは、先ほどの前半の議論も含めて、またそこで余り期間を置きますと切れてしまうというようなこともありますので、もし皆様の御都合がつくようであれば 7 月辺りにもう一遍議論をするというようなことはいかがかと思っております。そこでもっと戦略をきちんと皆さんで詰めていくということで。

寺尾委員 基本調査の質問票ができるのはいつごろなんでしょうか。

坂東局長 調査自体はもう既に恐らく実施されていると思います。

寺尾委員 もう実際には質問してしまっているんですね。

岩男会長 世論調査は行われたわけですね。

坂東局長 それで、恐らく9月あるいは10月には結果が出てくるということです。

古橋委員 今どういう段階ですか。発送しちゃっているんですか。

坂東局長 面接調査ですから。

古橋委員 もう面接は始まっちゃっているんですか。

坂東局長 私ども詳しいことはよく知りませんけれども、恐らく 9 月、10 月に公表ということから逆算すればですね。

寺尾委員 そうすると聞き方をとか、ここで言っている話は何の意味もないわけですね。 坂東局長 全く意味はありません。

寺尾委員 でしたらば、こちらでも調査できないんでしょうか。そして、例えば向こうで出た数字に対して何か言う必要があれば、聞き方が悪かったんじゃないかとか、こちらではこういう結果だったとか言えないんでしょうか。

坂東局長 国会でもそれについては何度も質問がありました。しかし、広報室のお答え としては、時系列を重視して5年前と同じ設問をしますと答えています。

寺尾委員 ただ、それについて偏りがあるんじゃないかというようなことを言っていくのはいいわけですね。例えばジェンダーとかというのもこちらが老舗なわけですから、いい結果が出ればいいですよ。しかし、それが引きずっていく原因になるとすれば、時系列でやってきて、それは変わってきたということはわかるかもしれない。でも、そもそもその聞き方にバイアスがあるんじゃないか。それはそんなに信用していいのかということを言うための、つまり引き出しの中に入れておいていざとなったらとり出すために何かやっておく必要はないんでしょうか。

山口委員 寺尾さん、もう世論調査は動いちゃっていますよね。

岩男会長 あるいは、もう少し小さなランダムサンプルで、代表性は確保するという必要がありますけれども、例えばインターネットで今、非常に簡単にできるんですけれども。

坂東局長 恐らく同じ世論調査を同じ内閣府が別途やるということは、難しい。

岩男会長 許されないですか。

寺尾委員 法務省がやっているんじゃなくて内閣府がやっているんですね。

古橋委員 まず継続性で今までの調査票をください。

坂東局長 そうですね。96年のときの調査票をごらんになれば。

岩男会長 あるいは新聞社がやってくださるとか。

坂東局長 そうですね。それは非常にあり得ると思います。

岩男会長 前回のこの会議の後でも、マスコミの方の関心はすべてそこにあったと言ってもいいぐらいで、別姓の問題で言わないことも随分書いておられましたから。

竹信委員 今はすごく下火なんですよ。だから、少し盛り上げてくれないとなかなか…。 しかも、いつ出るというのがわかっているのならばやるけれどもみたいな感じのことを編 集局内でも言われていて、何で今なわけ?と言うから、今一生懸命やっているんだからと 言うと、でもそんなのは時期が出ないととか、どこでもそんなのやっていないのにとか言 うんですね。だから、そういう形で表側から結接点というか盛り上がりを設定するなり、 投書がいっぱい来るなり、何かの方法がないとちょっと難しいかもしれないなと思います。

伊藤委員 例えば、今日のこの議論というのは記者発表されるんでしょうか。今日こう いう方向で議論があったと、きちんと明らかにする必要がある。アドバルーンかもしれま せんけれども、刺激していかないと世論喚起は進まないんじゃないかという気もします。

寺尾委員 山口委員の方からやっていただいて、投書とか新聞社にだめなんでしょうか。 山口委員 やはりおっしゃるように盛り上がりはありますよね。さっき竹信さんはおっ しゃっていたけれども、今、唐突に出してもタイミングとしては悪いと思いますね。何か 仕掛けがないと。それから世論調査ですが、何も選択的夫婦別姓だけの共同参画会議その ものが独自にやるんじゃなくて、ほかの基本的なことを幾つか入れてやるという方法もあ ると思いますから、この話は今日は。

古橋委員 山口さんのところでも参議院選の候補者に全部質問を出していただいたらい いじゃないですか。

竹信委員 候補者アンケートというのは結構いいと思います。

山口委員 各党の女性局長には聞いているんです。それで、ある党は挙げていませんけれども、民法改正はすると、みんな公約になっています。但し女性局はですね。

古橋委員 男性の国会議員に質問状を出したらどうですか。それで新聞社が投票の前に 全部この答えをばっと出したらどうでしょう。 賛否の結果をですね。

坂東局長 恐らく一番今、問題だろうと思いますのは、世代による差が非常に大きいんです。ですから恐らく 60 歳代、70 歳代の方たちが賛成に回る度合いが急に増えるというようなことは考えにくいと思うんですが、特にこれから一番当事者となる 20 代とか、あるいは 30 代の方たちの数字を絶対に重視するとか、そういうふうなことの御意見をお出しになるということだと十分意味があるんじゃないかとは思います。

寺尾委員 世論調査で、その年齢はもちろん把握しておられるわけですね。それで明らかに出せるわけですね。そうすると、既に結婚してしまった人たちは言わばもう当事者ではないわけですよね。

坂東局長 どこに焦点を当ててこの調査を見るべきか。全体平均よりも実はこういう人 たちのことを一番対象にしなければならないというようなことを先生方がもしおっしゃら れるのだったら、それは意味があると思います。

松田委員 質問の前に、夫婦同氏しか認めていないというのがインドとタイとトルコだがというのはいいのではないですかね。これを事実として淡々と書くわけです。

坂東局長 質問をもしなさるときは選択制夫婦別氏じゃなしに、民法全体のパッケージ を替成なさるかどうかというふうにお聞きになるんですか。

山口委員 これはとても難しい問題ですね。婚外子の問題がありますから、なかなか女性団体も一致できないんですね。

伊藤委員 結婚最低年齢と、再婚禁止期間と入っているわけですから。

寺尾委員 今、動いているのは一緒にという話なんですか。

伊藤委員 当然一緒です。

住田委員 そういう意味では、女性の財産寄与分について 2 分の 1 ルールというのも実質的には非常に大きな規定だと思うんですけれども、あの辺りは民法でとても大事な規定

が入っていると思っています。前の八代座長のところでも民法改正というのは大きなテーマでした。

岩男会長 それでは、次回につきましては先生方の御都合を聞いていただいてということで、時間は押しておりますけれども八代委員が中心になってまとめられました家族とライスタイルに関する研究会報告について御説明をいただきたいと思います。

八代会長代理 5分ほど時間をいただきまして、この会の内容とかなり関係がありますので、内閣府でやりました研究会の報告を御説明します。

これはこの委員会の住田委員にも入っていただきまして、法と経済の両面から家族の問題を取り上げるということがねらいです。なぜ家族の問題を取り上げるのかというと、これは小泉内閣の重要課題である構造改革の一環であるということを多くの方に理解してい頂くことも意図しております。それで、内容は多岐にわたっておりますから 2 点だけ抽出します。

1 つは配偶者手当の問題でありまして、これは薄いものですので本文で見られた方がいいと思います。本文の 13 ページ辺りから書いてありますが、よく財務省を始めとして配偶者控除はもう終わった問題だということで済まされている可能性があるわけです。それで、資料の 18 ページの方を見ていただきたいと思います。それから、最近出ました経済産業省の男女共同参画の報告書もある意味で同じようなトーンなんですが、実はこれは間違っているということを言いたかったわけです。18 ページの表は、確かに配偶者控除だけではそれほど大きなインパクトはないんですが、実際上は企業の配偶者手当がこれにリンクしていまして、両方合わせますと例えば妻の年収が 100 万から 140 万まで増加した場合の世帯の手取り増加はわずか 2 万円で、これは限界税率 95%に相当する。そういう意味で、実は配偶者手当というものが配偶者控除とリンクしているということの重要性が大事だと思います。

そういう意味で依然として配偶者控除が大事である。これは、例えば象徴的な意味で国家公務員について配偶者手当を廃止し、それを基礎控除とか基礎手当とか子どもの扶養手当に振り分けるというか、そういう率先したことをやるということも一つの案じゃないかと思います。

それから、先ほど事務局の説明で夫婦通称を認めていない省庁があるということですけれども、その省庁の名前を公開するということも大事ではないか。これは私の個人的意見であります。

それからもう一つは今の選択的夫婦別氏で、本文の 22 ページ以下に書いてございます。 先ほど古橋委員のおっしゃった諸外国の動向がどうなっているかは 23 ページの参考に書い てあります。やはりアメリカにおいても 70 年代以前は日本と同じであり、欧州でも 80 年 代以前は日本と同じであった。しかし、それぞれが着実に改革をして現在インドとイラク だけが残っているという時系列の方も一応書いてございます。それで、特にドイツでなぜ これが認められたかというと、そのときの根拠はやはり個人のアイデンティティというこ とで、生まれながらの姓というのは個人の独自性の象徴である。そういう意味で認められたという根拠もあるということです。

それから、左側の22ページのフットノートを見ていただきたいと思います。これは研究会で出た意見でありますけれども、本当に家族を重視していない人はもともと結婚なんかしないのであって、夫婦別氏を望んでいるのは結婚したい人である。その意味で選択的別氏の導入によって法律婚が増える可能性が大きい。そうなればまた子どもも生まれる可能性が大きいということで、先ほど寺田委員がおっしゃいましたが、少子化対策という趣旨を是非入れるということは大事だと思います。それがまさに年を取った人に対する一つの強烈なメッセージで、孫が欲しければこれに賛成してくださいというような論理にもなるのではないか。それは余計な話でございますが。

それから、基本的にはこれは規制緩和の問題であって、先ほども既に言いましたけれども、ごく少数の人の選択というものを多数が認めるかどうかということです。これで家族のきずなが崩れるかどうかというのはまさに先ほど言いましたように、これをしない方がもっと崩れる。つまり、これをしないからもっと結婚しなくなり、子どもも生れなくなる。ですから、基本的にこれまでは経済的な依存関係と精神的な結び付きの両面を持っていた夫婦という関係が、徐々に純粋に精神的な結び付きの方になってくる。経済的な問題は、どちらかと言えばより個人単位になっていくというような言い方も、説得をするための一つではないかと思います。

それから、今回の委員会では経済学者だけではなくて法律家の方に2人入っていただきました。大村委員と住田委員でありますけれども、第3号被保険者の問題の所得のない専業主婦にどうやって負担させるかという議論については、これは婚姻費用として夫の言わば義務として払うのが民法の考え方からしても正しいという住田委員の意見を強調しております。そういうような形で、できるだけ情報提供ということが非常に大事なんじゃないかと思っております。簡単ですが、以上でございます。

岩男会長 ありがとうございました。それでは、特に何か事務局の方から御連絡がございましたらお願いをいたします。

事務局 次回の基本問題専門調査会でございますが、各先生方のお席には 9 月の予定だけを配らせていただいておりますが、改めて 7 月の予定につきましても大至急、別途伺わせていただきたいと考えています。日程については以上でございまして、議事録でございますが、初回の議事録につきましては、先生方に確認を取っていただいているところでございますけれども、まだ一部確認が取り切れていないところがございます。恐縮でございますが、議事録の確認をよろしくお願いいたします。

それから、本日はこれで議事は終了いたしますが、お時間もお時間でございますし、この後夕食を御用意させていただいております。もし御都合がよろしければ、この場で引き続きお召し上がりいただければと考えております。

なお、資料につきましては備え付けのドッジファイルをお食事の準備と合わせまして回

収させていただきたいと思います。

また、6月22日に閣議決定されました男女共同参画白書をお配りしてございます。これは備え付け資料ということですので、別途各先生方には送らせていただきたいと思っております。

事務局からは以上でございます。

岩男会長 ありがとうございました。

樋口委員 今の八代委員が会長でお出しくださった報告書はどこの局で男女局とはどう いう関連がございますか。

八代会長代理 これは内閣府の国民生活局というところの非公式といいますか、副大臣 の私的懇談会というような程度で、内閣府の公式な見解ではもちろんありません。

樋口委員 せっかくこんないい研究をなさったんですから、あちこちにPRしてほかの 局とも関連をとるというわけにはいかないんですか。

寺尾委員 これは構造改革の一環のスタディというか.....。

古橋委員 これはインターネットに乗せているんですか。

八代会長代理 いずれ『ESP』という内閣府の広報誌にこれに関連する特集をする予 定です。

竹信委員 例えば、こういうのを基にして夫婦別姓の経済効果みたいな形で八代さんが 何かをつくって発表してくだされば、新聞は結構書きますよ。

八代会長代理 経済効果の方はちょっと無理だと思いますけれども、できるだけ努力します。

古橋委員 論壇に書いてくださればいいですよ。

松田委員 私は前から知りたかったんですが、この控除制度で一体男性と女性のコントリビューションというか、税支出と社会保険料支出がどのぐらいになっているか。恐らく全体の10分の1くらいにしかすぎないんじゃないか。それで、女性の余命が長いから払う方は全然払わないで、使う方はどんどん使っている。このままでは社会保障制度の将来はどうなってしまうのか。こうした状況を変えるのが正に男女共同参画だと思うのです。

岩男会長 65 歳以上に占める女性の割合が60何%ですよね。そして、寝たきりとか生活保護を受けている人の割合というのは女性の方が多いわけですね。だから、女性は支払うよりも多くの社会保障費を使うということになりますね。

松田委員 言い方でちょっと反発を買うかもしれませんが。